

京都市伏見区区民活動支援事業審査会設置要綱

(設置)

第1条 伏見区区民活動支援事業について、採択事業を審議するため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第26条に規定する委員会として、京都市伏見区区民活動支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員の定数)

第2条 審査会は、委員10名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 条例第28条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 審査会に副委員長を置くことができる。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、伏見区長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 審査会の委員が属する団体等が補助金の交付申請者となる等、当該委員が利害関係者にあたると認められる申請案件について、当該委員は当該申請案件の議事に加わることはできない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、伏見区役所地域力推進室において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 伏見区区民活動支援事業審査会設置要綱（以下、「旧要綱」という。）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。